

宇和島市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月
宇和島市

はじめに

わが国の少子化は急速に進行しており、理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。また、少子高齢化による家族形態の変化、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことがめざされています。

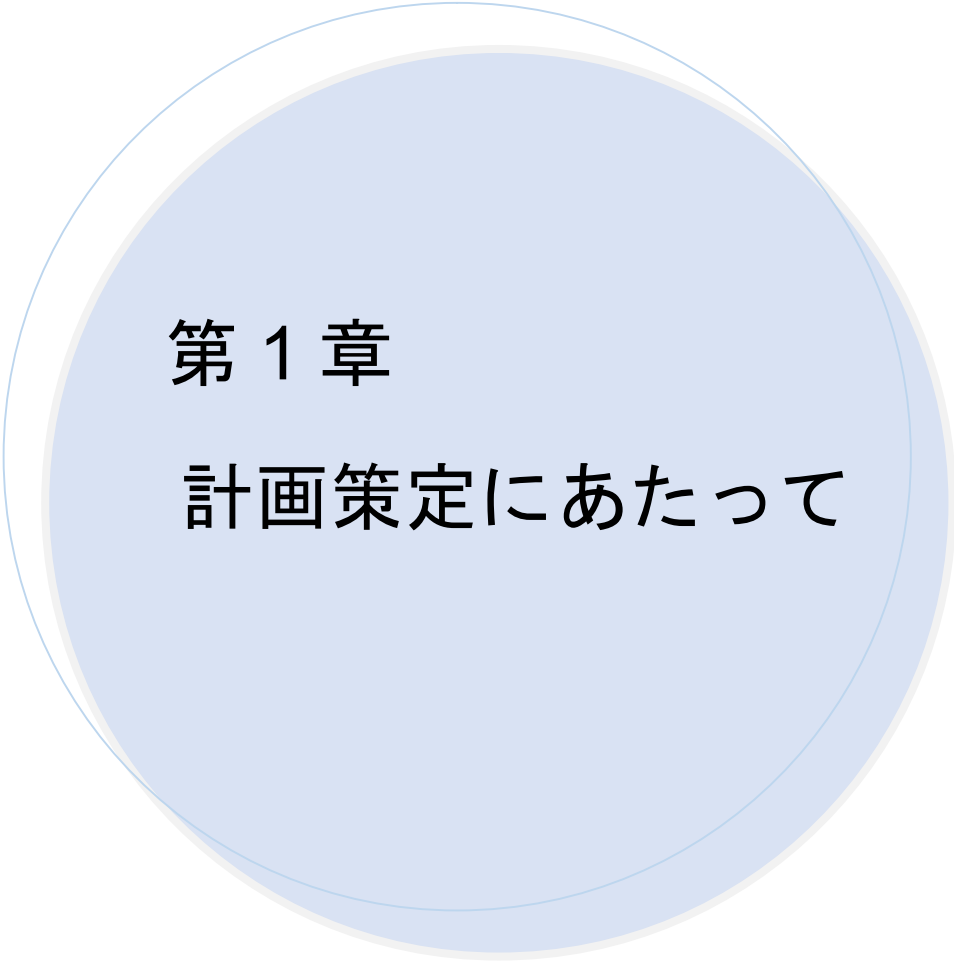
こうしたなか、本市においても、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、市民、地域、行政の連携のもと、安全で安心して子育てのできる環境の中で、将来を担う子どもが健やかに成長することができる子育て支援施策目標として、「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この事業計画の基本理念である「笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島」を実現するために、保護者が安心して子育てできるさまざまな支援の実施に努め、保護者が子どもの育ちを実感し、子育ての楽しさを感じながら、子どもと共に“育つ”ことができる環境整備を推進してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたりましてご尽力いただきました宇和島市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査・パブリックコメントへのご協力をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月
宇和島市長 石橋 寛久

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の法的根拠と位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
4 策定体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 人口などの状況.....	8
2 子育てを取り巻く現状.....	16
3 次世代育成支援行動計画（後期）の状況.....	20
4 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念.....	24
2 計画の視点.....	25
3 計画の基本目標.....	27
4 教育・保育提供区域の設定.....	29
5 施策体系.....	30
第4章 施策展開.....	31
1 子どものいるすべての家庭のために.....	32
2 子どもたちの未来のために.....	56
3 まち全体で子育てを支えるために.....	63
第5章 推進体制.....	73
1 地域における推進体制の充実.....	74
2 庁内における推進体制の充実.....	74
3 社会情勢・経済情勢への対応.....	74
参考資料.....	75
1 意識調査結果の概要.....	76
2 策定経過.....	87
3 子ども・子育て会議設置要綱.....	88
4 委員名簿.....	90



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成 20 年度に「第 1 次宇和島市総合計画～宇和島新時代の道～」を、平成 21 年度には「宇和島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

＜1＞ 新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

【子ども・子育て支援新制度のポイント】

①認定子ども園制度の改善

⇒幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

②幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付《施設型給付》及び小規模保育などへの給付《地域型保育給付》の創設

③地域子ども・子育て支援事業の充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かり）

④基礎自治体（市町村）が実施主体

⇒市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

⑤社会全体による費用負担

⇒消費税引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥子ども・子育て会議の設置

＜2＞ 新制度の全体象

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

児童手当

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

＜3＞ 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的標準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。

【認定区分について】

認定区分は次の1号から3号の区分に分かれます。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産など）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

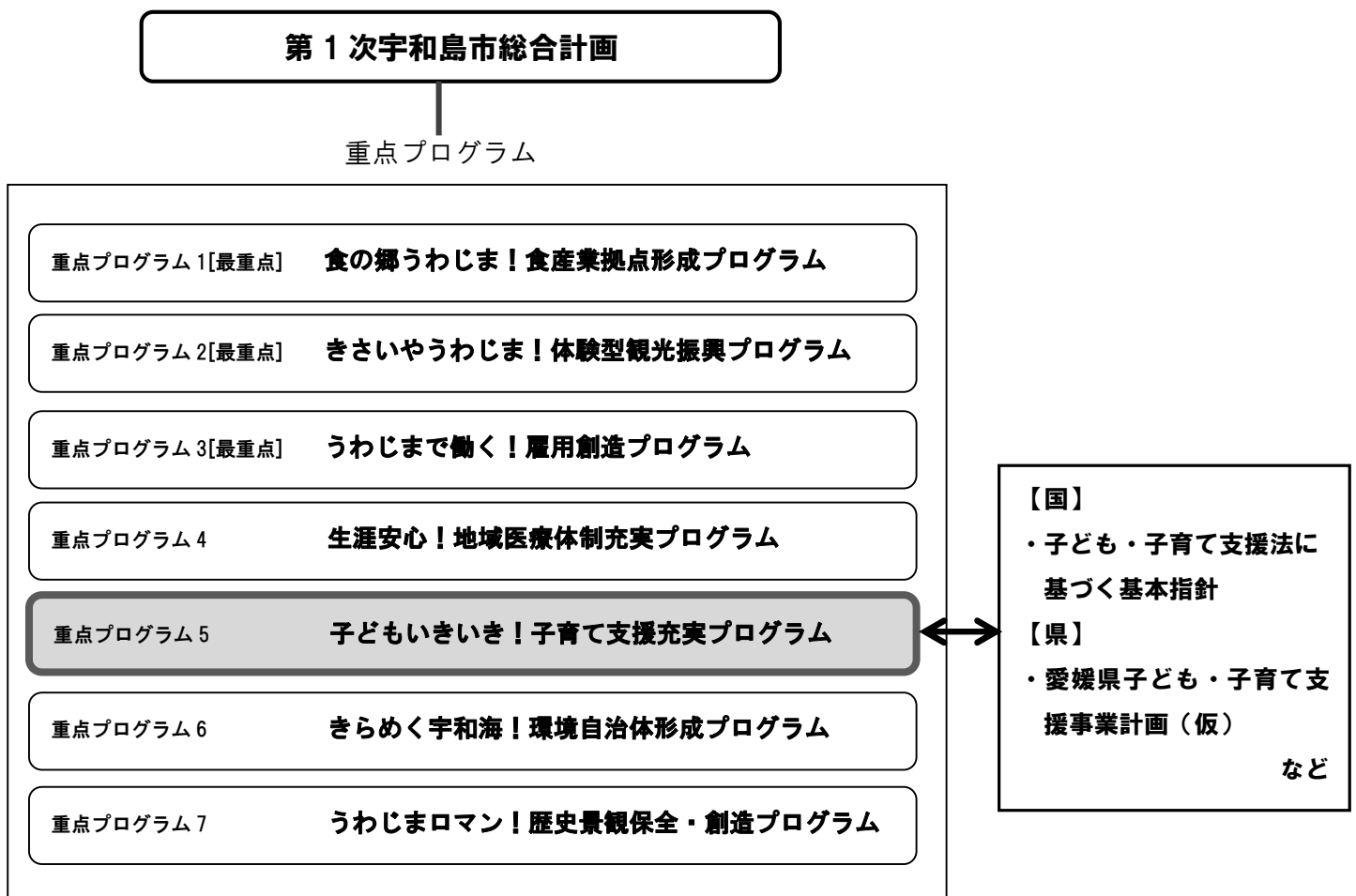
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産など）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2 計画の法的根拠と位置付け

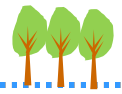


本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「宇和島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方並びに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第 1 次宇和島市総合計画～宇和島新時代への道～」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間



本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)								
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
策定年度	宇和島市 子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
				評価・次期計画策定	次期計画（H32 年度～）			

4 策定体制



本計画の策定にあたっては、保護者、学識経験者、福祉・保健・教育等関係者、行政関係者などで構成する「宇和島市子ども・子育て会議」において計画の内容などを協議し、計画を策定しています。

第2章
子ども・子育てを
取り巻く現状

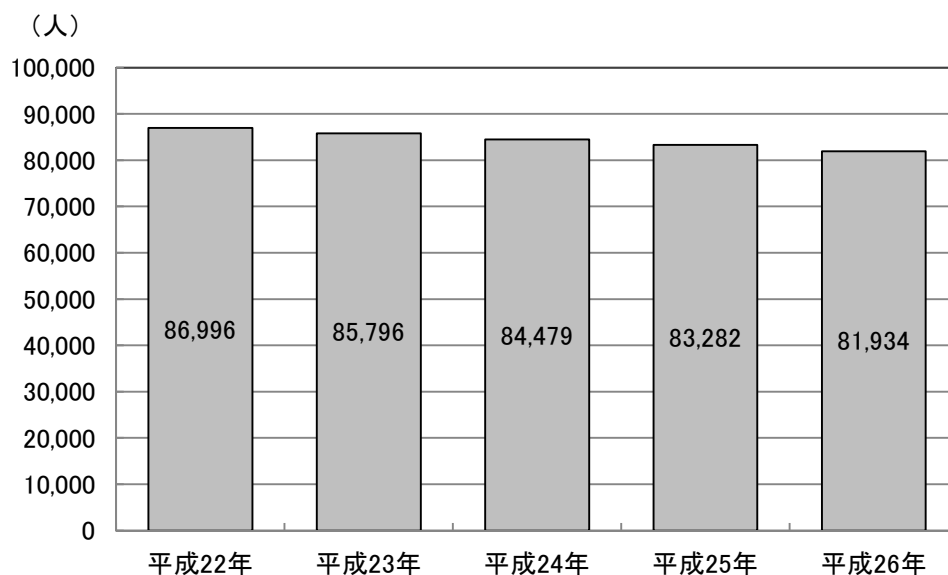
1 人口などの状況



<1> 総人口及び年齢3区分人口の推移状況

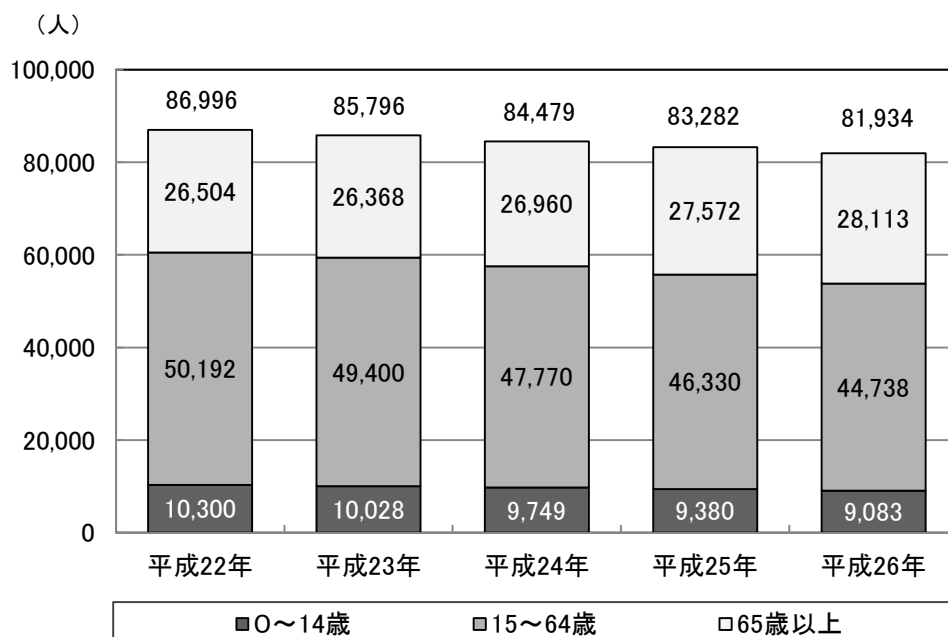
■総人口の推移状況

宇和島市の総人口の状況をみると、年々減少傾向にあり、平成22年の86,996人から、平成26年では81,934人となっています。



■年齢3区分別人口の推移状況

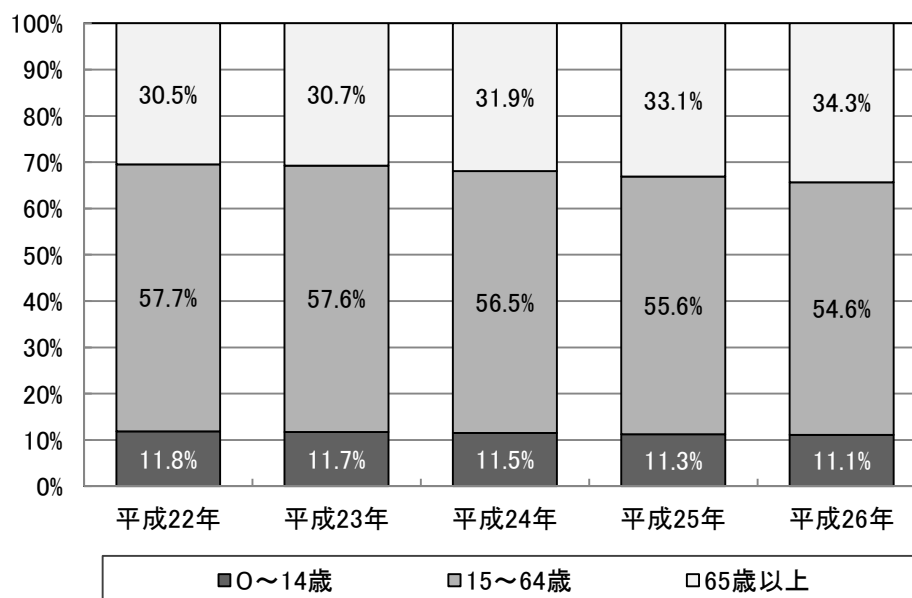
年齢3区分別人口の推移状況をみると、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にある一方、65歳以上については年々増加傾向にあります。



資料:住民基本台帳

■年齢3区分人口比率の推移状況

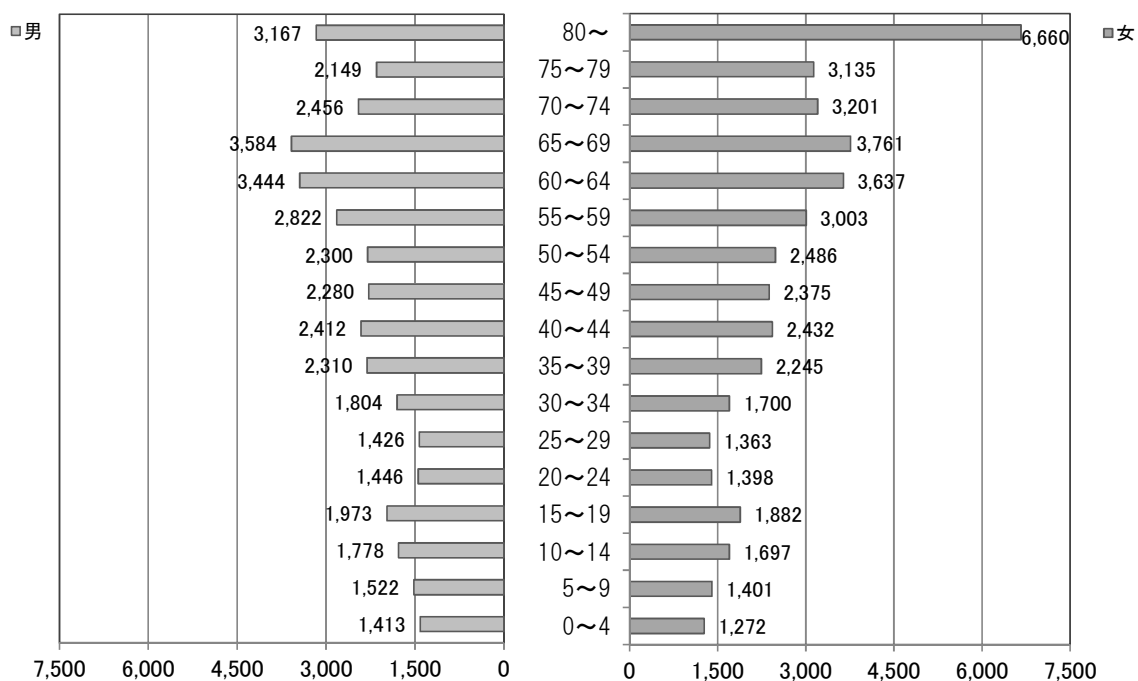
年齢3区分人口比率の推移状況をみると、0～14歳及び15～64歳が低下傾向であるのに対して、65歳以上は上昇傾向にあります。



■人口の構成状況(平成26年)

人口の構成状況をみると、60～64歳及び65～69歳が男女ともに多い状況となっており、子育て世代である20歳代・30歳代は少ない状況となっています。

単位:人



資料:住民基本台帳

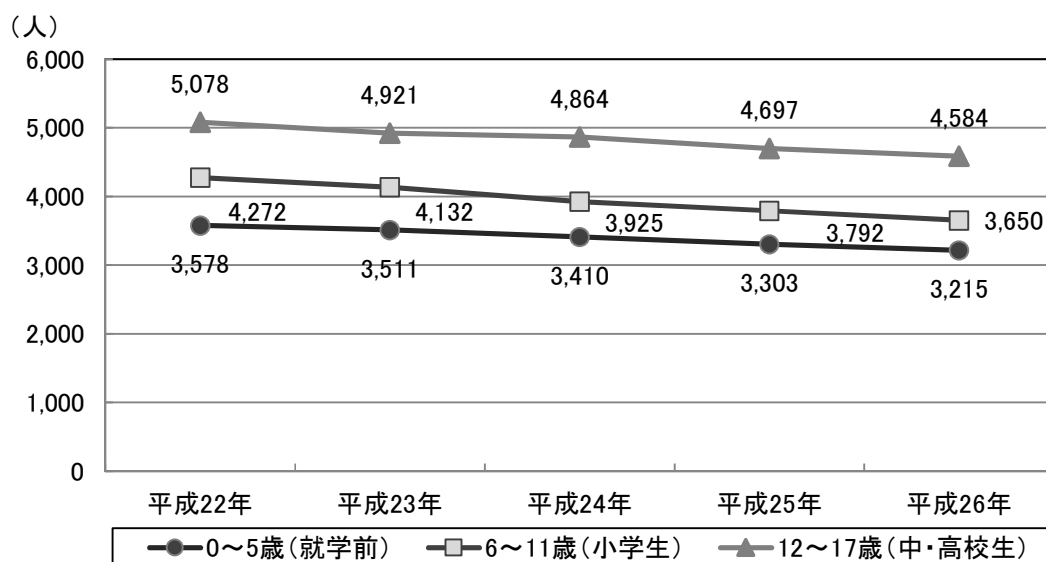
＜2＞ 子どもの推移状況

0～17 歳人口についての推移をみると、減少傾向にあり、0～5 歳・6～11 歳・12～17 歳人口も減少傾向にあります。

■0～17 歳人口の推移状況

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	589	536	486	520	491
1 歳	563	603	562	494	536
2 歳	595	551	608	560	491
3 歳	613	594	545	611	559
4 歳	608	616	594	536	608
5 歳	610	611	615	582	530
6 歳	628	607	610	616	574
7 歳	644	637	601	601	612
8 歳	725	646	626	602	607
9 歳	726	722	644	626	600
10 歳	789	730	715	634	618
11 歳	760	790	729	713	639
12 歳	860	762	795	725	702
13 歳	770	853	762	796	719
14 歳	820	770	857	764	797
15 歳	891	812	760	851	758
16 歳	838	886	805	758	849
17 歳	899	838	885	803	759
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～5 歳(就学前)	3,578	3,511	3,410	3,303	3,215
6～11 歳(小学生)	4,272	4,132	3,925	3,792	3,650
12～17 歳(中・高校生)	5,078	4,921	4,864	4,697	4,584
小計	12,928	12,564	12,199	11,792	11,449



＜3＞ 世帯数の状況

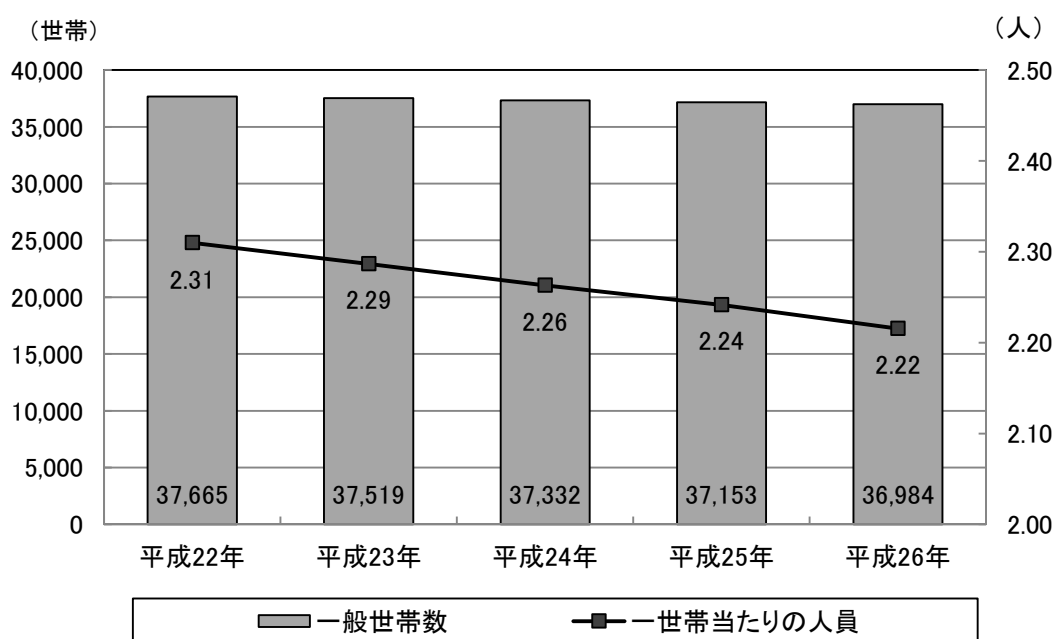
世帯数の推移状況をみると、平成 22 年の 37,665 世帯から平成 26 年には 36,984 世帯まで減少しています。

また、1 世帯当たり人口の推移状況をみると、平成 22 年が 2.31 人であったものが平成 26 年には 2.22 人まで減少しています。

■世帯数及び1世帯当たり人口の推移状況

単位：世帯・人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
世帯数	37,665	37,519	37,332	37,153	36,984
1 世帯当たり人口	2.31	2.29	2.26	2.24	2.22

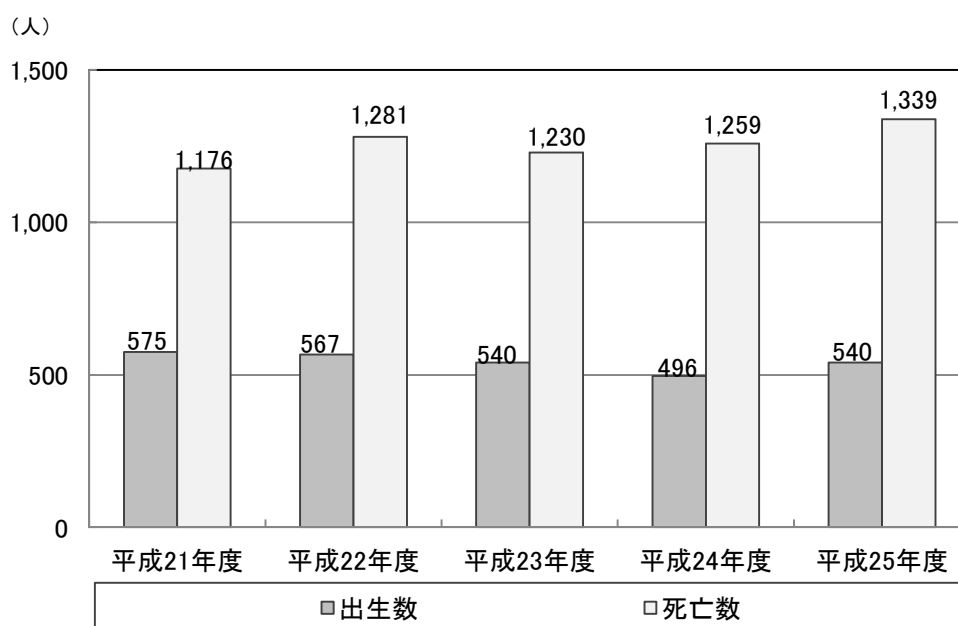


資料：住民基本台帳

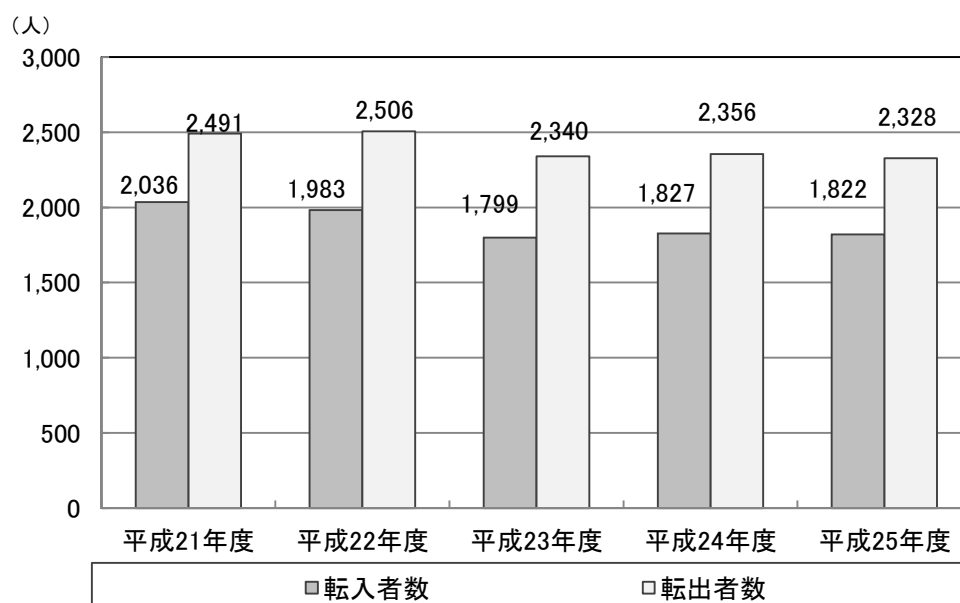
＜４＞ 人口移動の状況

人口動態をみると、自然動態においての人口は減少傾向にあり、社会動態においては、増減を繰り返しています。

■自然動態



■社会動態



資料:住民基本台帳

※各年度3月末、25年度のみ1月1日

＜５＞ 出生数などの状況

母親の年齢別出生数の推移状況をみると、全体としては平成 21 年の 274 人から平成 23 年には 247 人に減少していますが、40～44 歳においては増加しており、高齢出産の傾向がみられます。

■年齢別出生数の推移状況

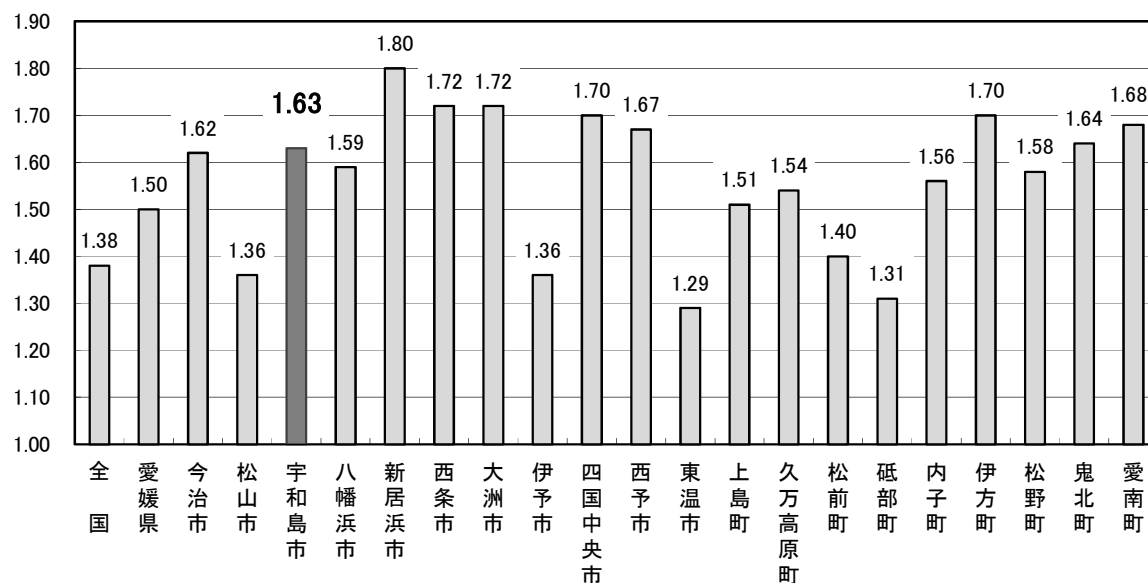
単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
15～19 歳	6	7	4
20～24 歳	35	37	30
25～29 歳	86	81	84
30～34 歳	99	92	74
35～39 歳	44	39	42
40～44 歳	4	10	13
45～49 歳	0	0	0
合計	274	266	247

資料:愛媛県保健統計年報

合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況をみると、宇和島市は 1.63 となっており、全国及び愛媛県を上回っている状況です。

■合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況（平成 20～平成 24 年平均）



※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し算出した数値です。

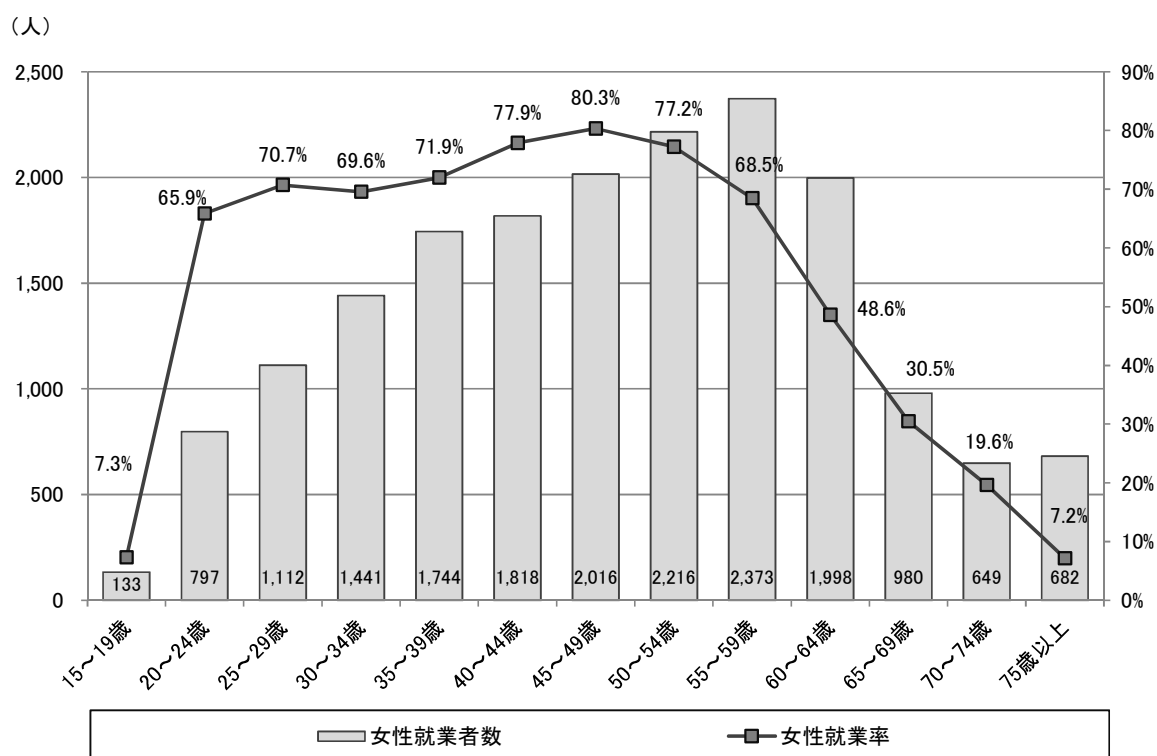
資料:人口動態統計特殊報告

＜6＞ 女性就業者数などの状況

女性就業者数の状況をみると、55～59歳の就業者数が2,373人で最も多くなっています。また、女性就業率では45～49歳が80.3%で最も高くなっています。また、30～34歳で結婚、出産や子育てのため離職し就業率が低下する「M字曲線」の状況が緩やかにみられます。

なお、平成17年と平成22年の女性就業率を比較すると、平成22年の方がM字曲線のくぼみが浅くなっており、結婚や妊娠による離職が減り、就労を継続する女性が増加している状況がみられます。

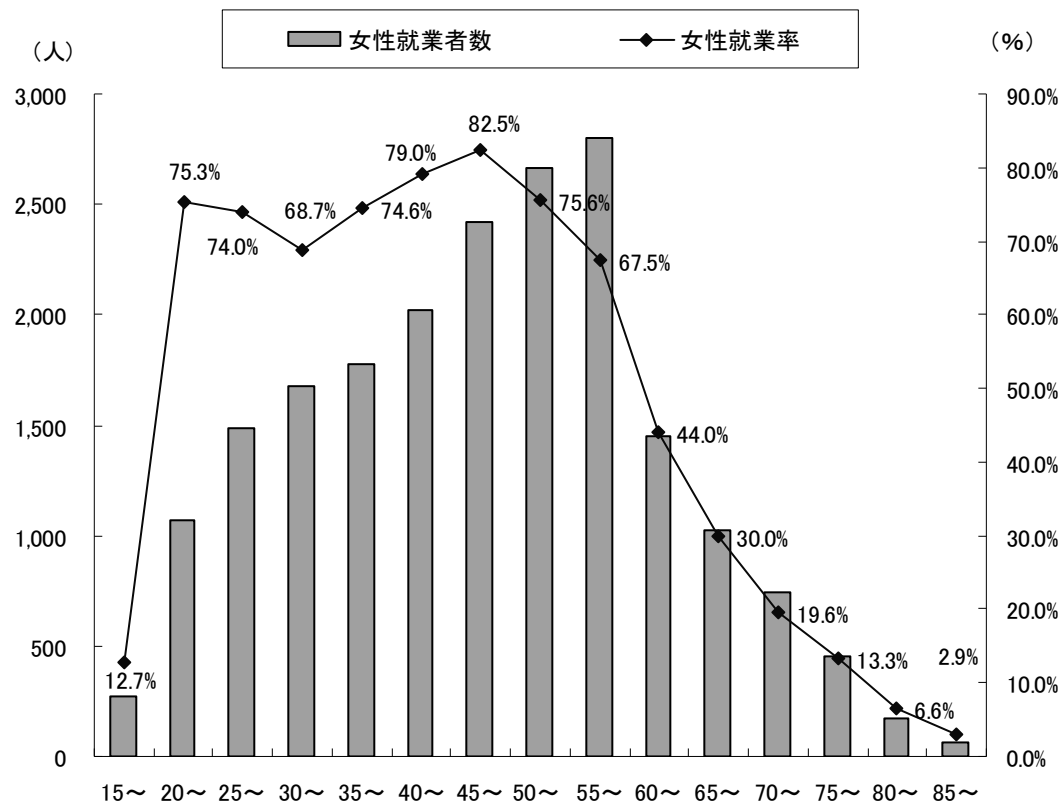
■女性就業者数及び女性就業率の状況(平成22年)



資料: 国勢調査

【参考】

■女性就業者数及び女性就業率の状況(平成 17 年)



資料: 国勢調査

2 子育てを取り巻く現状

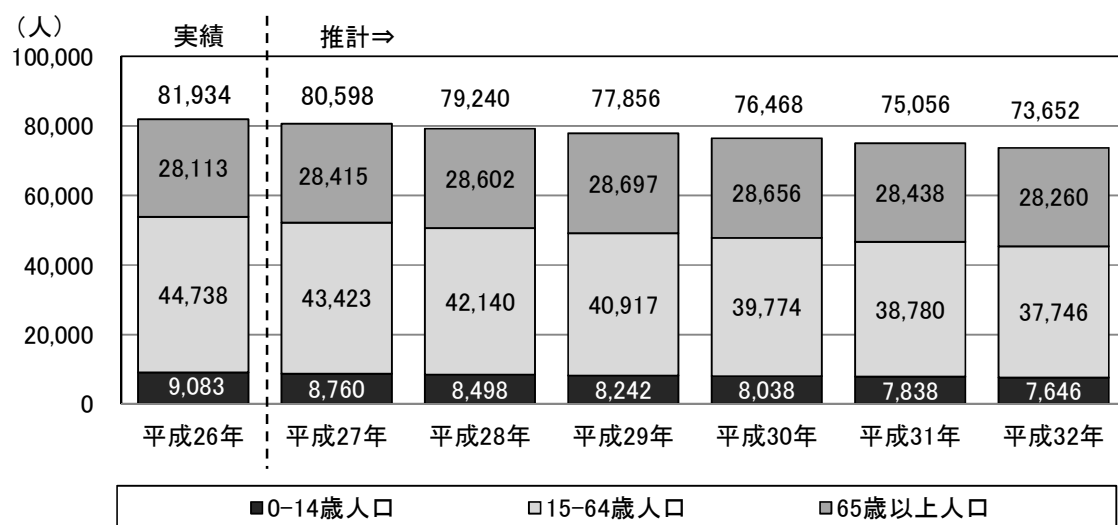


＜1＞ 将来推計人口

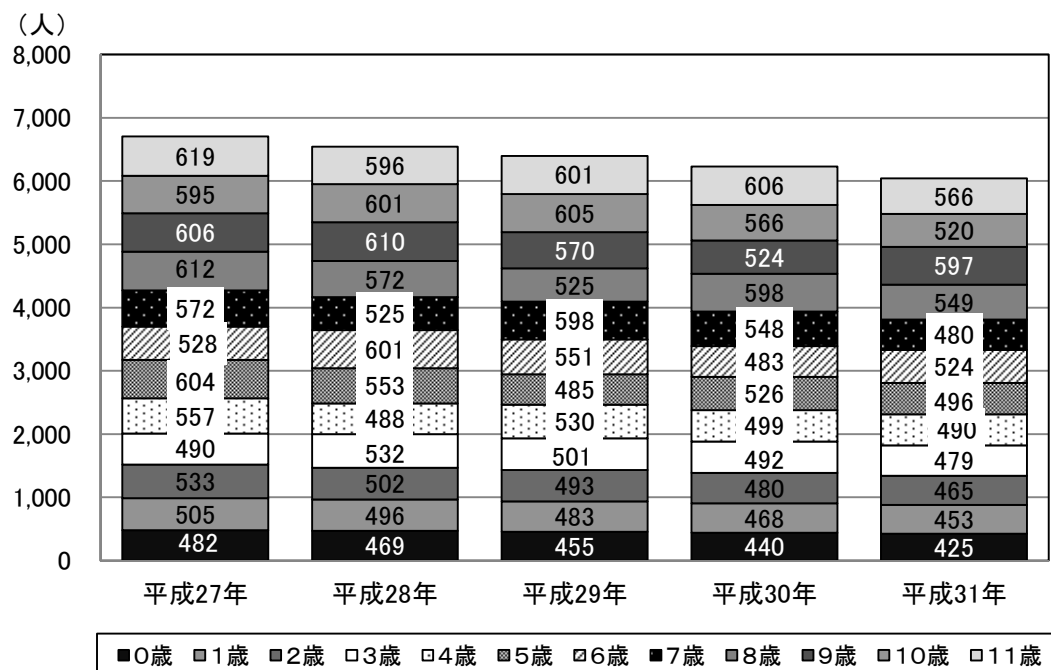
総人口の推計状況を見ると、平成26年の81,934人から、平成32年には73,652人まで減少し、年少人口（0～14歳人口）も平成32年までに1,437人減少予測となっています。

また、65歳以上人口の増加割合が高くなる一方、0～14歳、及び15～64歳人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいくと予測しています。

【人口推計】



【児童数の推計】



資料: コーホート要因法による人口推計

＜２＞ 子育て支援サービスの現状

■保育所の入所状況

■保育所の稼働率の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	定員数（人）	1,330	1,300	1,300	1,320	1,280
	児童数（人）	974	939	907	924	898
	稼働率（％）	73.2	72.2	69.8	70.0	70.2
私立	定員数（人）	870	870	870	880	880
	児童数（人）	944	951	936	964	953
	稼働率（％）	108.5	109.3	107.6	109.5	108.3

資料：宇和島市 福祉課

■幼稚園の入所状況

■幼稚園の稼働率の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	定員数（人）	560	560	560	560	560
	児童数（人）	237	250	250	232	204
	稼働率（％）	42.3	44.6	44.6	41.4	36.4
私立	定員数（人）	750	750	750	750	750
	児童数（人）	336	333	322	336	343
	稼働率（％）	44.8	44.4	42.9	41.4	45.7

資料：宇和島市 福祉課

■放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状

放課後児童クラブの推移（延べ人数）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
石丸ルーム	3,713	3,687	3,892	3,751	3,823
尾串ルーム	10,496	9,444	12,038	11,548	9,127
済美ルーム	5,870	4,689	4,878	4,192	3,886
たちばな学童ルーム	6,876	7,100	7,515	8,719	7,888
元気の泉学童ルーム	5,278	4,727	4,752	5,340	6,919
番城放課後児童クラブ	10,907	10,888	11,041	11,279	10,592
明倫放課後児童クラブ	9,937	9,150	7,964	9,195	9,289
吉田放課後児童クラブ	6,840	5,393	6,703	5,785	4,889
津島放課後児童クラブ	4,761	4,049	5,349	6,098	7,416
合計	64,678	59,127	64,132	65,907	63,829

資料：宇和島市 福祉課

■放課後子ども教室の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
鶴島放課後子ども教室	510	643	686	890	1,245
天神放課後子ども教室	105	120	279	192	285
和霊放課後子ども教室	135	115	232	166	161
高光放課後子ども教室	1,076	1,977	2,176	1,656	1,472
住吉放課後子ども教室	883	677	651	1,555	3,151
三間放課後子ども教室	1,790	3,030	2,773	2,191	2,056
二名放課後子ども教室	380	2,173	1,653	1,296	1,472
成妙放課後子ども教室		384	1,131	1,417	631
畑地放課後子ども教室			1,017	1,014	556
宇和津放課後子ども教室			558	956	1,036
美沼子ども教室					446
合計	4,879	9,119	11,156	11,333	12,511

資料：宇和島市 福祉課

＜３＞ 母子保健事業の現状

■妊婦健診などの現状

	妊婦一般 健康診査	乳児一般 健康診査	3か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査	5歳児 健康診査		経過観察事業
						状態調べ	健康診査	
対 象	妊婦	乳児	生後3～5か月 児	1歳6～9か月 児	満3歳を超え満 4歳に達しない 幼児	5歳児	状態調べ返信 者の内希望者	経過観察及び 育児支援の必 要な1歳6か月 から就学前の 児とその保護者
内 容	指定医療機関に て実施(委託)	指定医療機関に て実施(委託)	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診	
	問診	問診	問診	問診	問診		問診	
	・診察、保健指導 ・梅毒血清反応検査 ・血色素検査 ・HTLV-1 抗体検査 ・血圧測定 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・血糖検査 ・子宮頸がん検診	・身体計測 ・診察	・身体計測 ・小児科診察 ・育児指導 ・栄養グループ指導	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談	・状態調べ	・身体計測 ・小児科診察 ・集団遊び ・育児相談	・自由遊び ・設定遊び ・心理相談(発達検査) ・座談会 ・育児相談
					【選択項目】 ・心理相談 ・ことばの相談		【選択項目】 ・ことばの相談 ・心理相談 ・就学前相談 ・栄養相談	

3 次世代育成支援行動計画(後期)の状況



■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業項目		単位	平成 22 年度	平成 26 年度
通常保育事業 (3歳未満児)	認可保育所	人	707	701
	家庭的保育事業	人	0	0
通常保育事業 (3歳以上児)	認可保育所	人	1,119	938
	家庭的保育事業	人	0	0
保育所数	通常保育所数	か所	26	26
	へき地保育所数	か所	3	2
特定保育事業		人	40	40
		か所	1	1
延長保育事業		人	85	85
		か所	6	6
夜間保育事業		人	0	0
		か所	0	0
トワイライトステイ事業		人	0	0
		か所	0	0
休日保育事業		人	10	10
		か所	1	1
病児・病後児保育 事業	病児・病後児保育事業	日数	597	597
		か所	1	1
	体調不良型	日数	0	200
		か所	0	1
一時預かり事業	合計	日数	2,741	2,741
	保育所型	か所	6	6
	地域密着型	か所	0	0
	地域密着型Ⅱ型	か所	0	0
ショートステイ事業		か所	0	0
放課後児童健全育成事業		人	396	396
		か所	9	10
放課後子ども教室		人	106	142
		か所	7	8
地域子育て支援拠 点事業	センター型	か所	5	5
	ひろば型	か所	0	0
	児童館型	か所	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1

4 現状・課題のまとめと今後の方向性



1 地域特性をふまえた教育・保育環境づくり

本市においても児童数が減少していくことが予想される一方で、女性の就労率の増加やライフスタイルの変化などから教育・保育のニーズは多様化しています。これらのニーズに対して、一人ひとりの子育て家庭の状況に応じた対応が必要です。

また、地域によって施設整備状況が異なるため、利用者の利便性にも配慮しつつ、地域の実情に応じた教育・保育サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取ることが求められます。

2 安心して子育てができる環境づくり

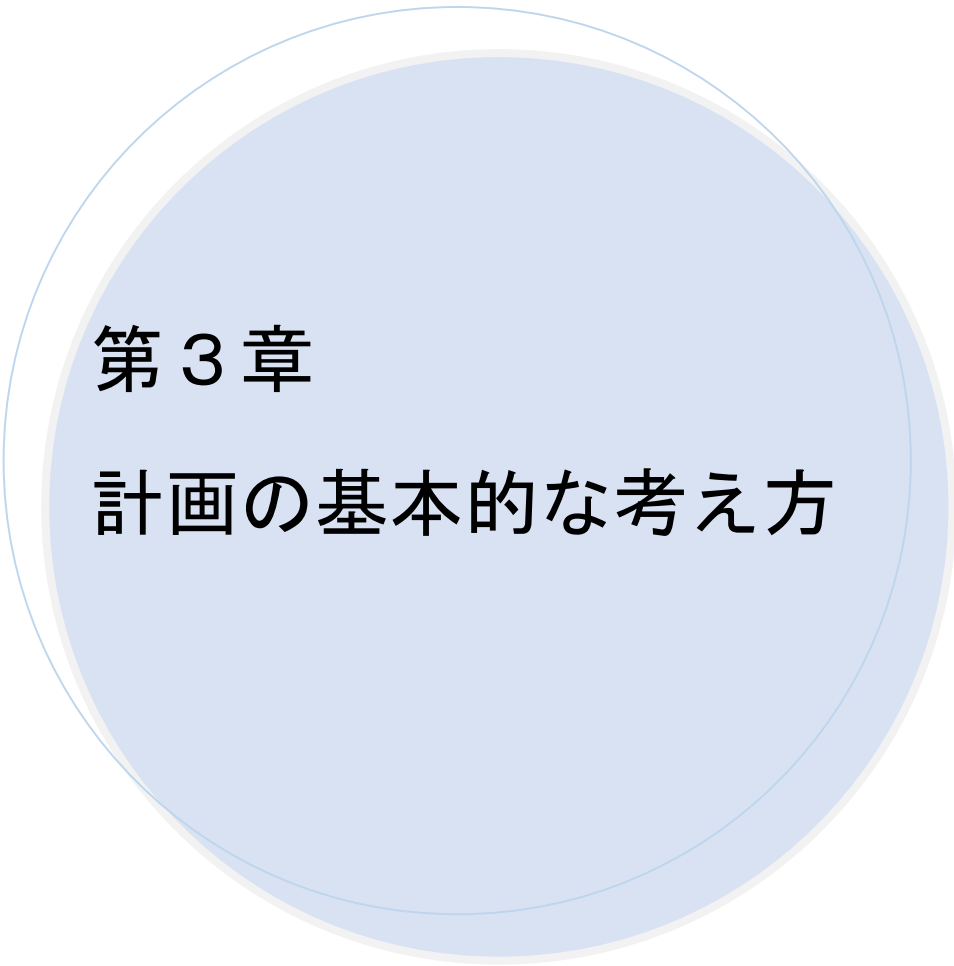
核家族化や地域での関わりの希薄化が進む中、育児不安や育児ストレスを抱えている家庭は増加傾向にあります。また、ひとり親家庭世帯も年々増加傾向にあり、なかには経済的な支援を必要とする世帯もあります。

子育ての基本は家庭にあります。次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会の責任です。このため、支援を要する家庭への地域住民による子どもや子育て家庭の見守りやアドバイスなど、積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが重要です。

3 働きながら子育てできる環境づくり

女性の就労者が増えており、意識調査においても就労を希望する人は増加傾向にあります。女性の社会参加が進む一方で、未婚率の上昇や出生数の減少が危惧されます。女性が社会参加していても結婚や出産、子育てといった希望が安心して叶えられる環境づくりが求められます。

働きながら子育てできる環境づくりに向けては、教育・保育サービスの充実以外にも、家庭での役割分担、企業の協力に向けた広報・活動、地域での子育て支援のための人材育成など、多面的にアプローチしていくことが求められ、市全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



宇和島市では、これまで次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）の10年間に於いて、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点と「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という2つの視点から子育て支援を充実させることを目的に子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートし、新たな仕組みで子育て支援がはじまります。新制度導入にあたってはこれまでの成果に積み重ねながら、さまざまな保護者のニーズを踏まえた施策の展開が求められています。

こうした中、子どもが幸せに育つためには、一番身近にいるお父さん、お母さんが安定した気持ちで子どもと関わり、共に生活することがとても大切です。子どもたちが健やかに成長するためには、子どもを育てる保護者が心身ともに健康であることが前提であると考えます。保護者が安心して子育てできるように、さまざまな支援を実施するよう努めていきます。また、保護者が子どもの育ちを実感し、子育ての楽しさを感じながら、子どもと共に“育つ”ことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

基本理念

笑顔にあふれる子どもたちを支え、育む宇和島

2 計画の視点



本計画の策定と実施にあたっては、以下の視点を大切にします。

この3つの視点は、家庭・地域・行政が協力し合って「宇和島市の子育て」を推進していくものとします。

1 子どものいるすべての家庭のために

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者のニーズは多様化しています。そうした中でも、子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるために、家庭の特性や多様なニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

2 子どもたちの未来のために

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、他人の人権を尊重する精神を基礎として、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの人権が尊重され、豊かな人間性が育まれ、子どもたちがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

3 まち全体で子育てを支えるために

子育てに対する不安や負担感を感じる保護者が増加しているなか、子育てをまち全体で支えることが一層重要となっています。色々な視点からの子育てを支援するために地域のネットワークづくりや住環境の整備、子どもの安全を確保するための支援体制を整備します。

■計画の視点の概念図

1 子どものいるすべての家庭のために



- 教育・保育事業の提供
- 健康保持のための取組
- 要保護児童への支援 など

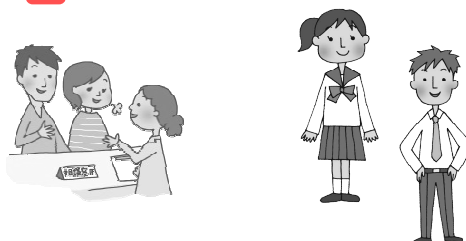
2 子どもたちの未来のために



- 教育環境の整備
- 生きる力の育成
- 地域の子育て力の育成 など

地域社会全体で
“子育て・子育ち”を応援

3 まち全体で子育てを支えるために



- 地域の支え合い
- 安全に暮らすための取組
- 仕事と家庭生活の調和

3 計画の基本目標



1 子どものいるすべての家庭のために

基本目標1 多様なニーズに応えた体制を整えます【必須記載事項】

- (1)教育・保育事業の提供
- (2)地域子ども支援事業の提供
- (3)幼児期における教育・保育の一体的提供

基本目標2 親と子が健康に過ごせるよう支援します

- (1)子どもや保護者の健康の確保
- (2)食育の推進
- (3)小児医療の充実

基本目標3 子どもや保護者へのきめ細やかな取り組みを実施します

- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3)障害児・発達障害児施策の充実

2 子どもたちの未来のために

基本目標4 子どもたちの成長のために教育環境を整えます

- (1)幼児教育の充実
- (2)学校の教育環境などの整備

基本目標5 生きる力の育成を支援します

- (1)家庭や地域の教育力の向上
 - (2)思春期における保健教育の充実
- ※次世代では「次の世代の親の育成」

3

まち全体で子育てを支えるために

基本目標6 地域で支え合える環境を整えます

- (1) 地域における子育てサービスの充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくり
- (3) 地域の子育て力の育成支援

基本目標7 仕事と家庭生活を両立できるよう支援します

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 子育てに伴う負担の軽減

基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

- (1) 子育て・子育てにやさしい環境整備
- (2) 子どもの安全確保のための活動
- (3) 子どもを犯罪などの被害から守るための組織づくり

4 教育・保育提供区域の設定



＜1＞教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

＜2＞区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

以上の内容をふまえ、本市の地域の実情を考慮した結果、本市における教育・保育提供区域については「宇和島市全域」を基本として設定します。

5 施策体系



【基本理念】

笑顔あふれる子どもたちを支え・育む宇和島

【計画の視点】

【基本目標】

子どものいる
すべての家庭のために

基本目標1

多様なニーズに応えた体制を整えます

基本目標2

親と子が健康に過ごせるよう支援します

基本目標3

子どもや保護者へのきめ細やかな取り組みを
実施します

子どもたちの
未来のために

基本目標4

子どもたちの成長のために教育環境を整えま

基本目標5

生きる力の育成を支援します

まち全体で子育てを
支えるために

基本目標6

地域で支え合える環境を整えます

基本目標7

仕事と家庭生活を両立できるよう支援します

基本目標8

子どもが安全に暮らせるための環境を整えま

